

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 法第二条第四号の政令で定める物資として、小麦、大豆、塩、鉄鉱石、石炭、ナフサ、液化石油ガス及びメタノールを追加するものとする事。

(第二条関係)

第二 この政令は、令和四年十二月一日から施行するものとする事。

(附則関係)